

第 4 期における経済評価の実施等について

1 実施目的

かながわ水源環境保全・再生施策大綱に基づき実施した事業を総合的に評価する視点のひとつとして経済評価を実施する。第 4 期に行う経済評価は、施策大綱期間満了における施策の成果・課題等を確認してとりまとめる総合的な評価（最終評価）の経済的な側面の評価として活用する。

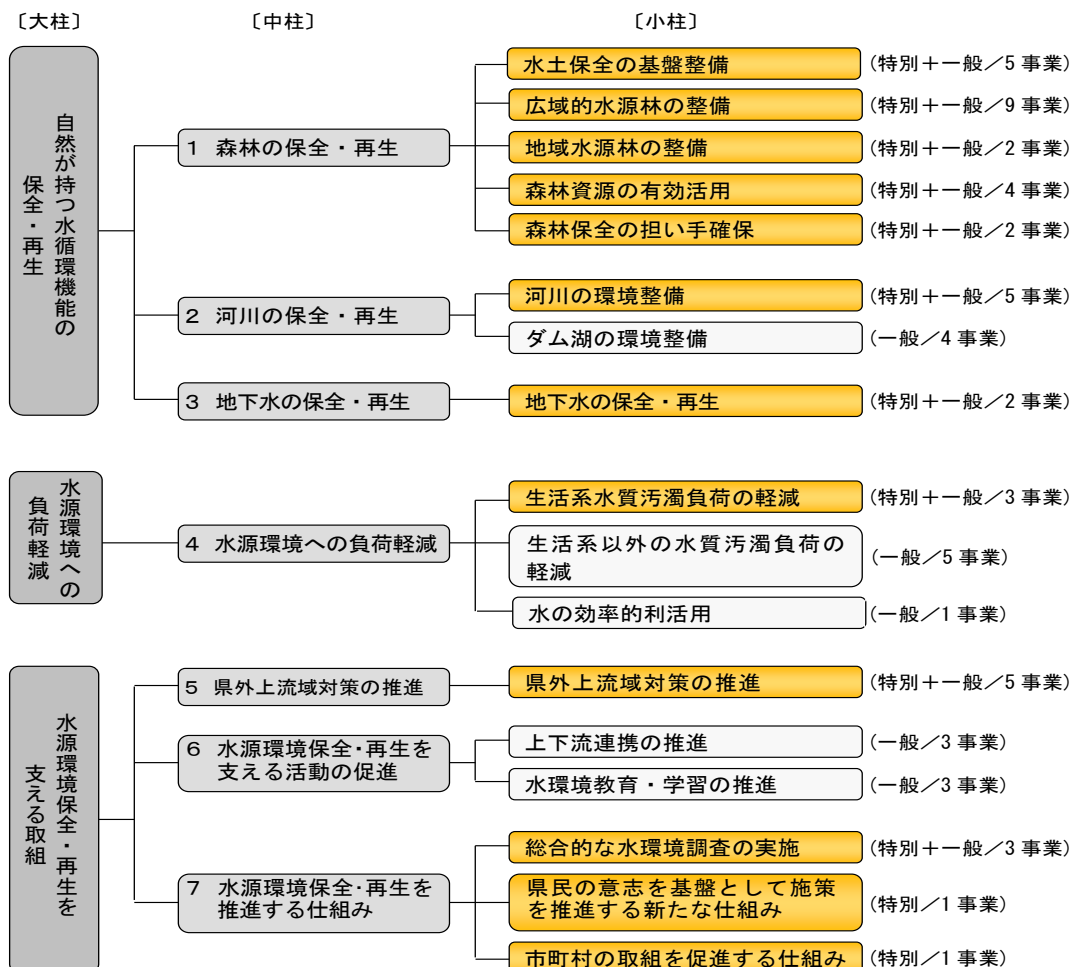
2 評価対象

個人県民税の超過課税としてご負担をいただき行った事業の効果を県民にわかりやすく情報提供するために経済的視点から評価を実施する。評価対象としては次の 2 つが考えられる。

- ① 施策大綱事業全般（一般財源と特別財源により行っている事業）
- ② 特別対策事業（特別財源のみにより行っている事業）

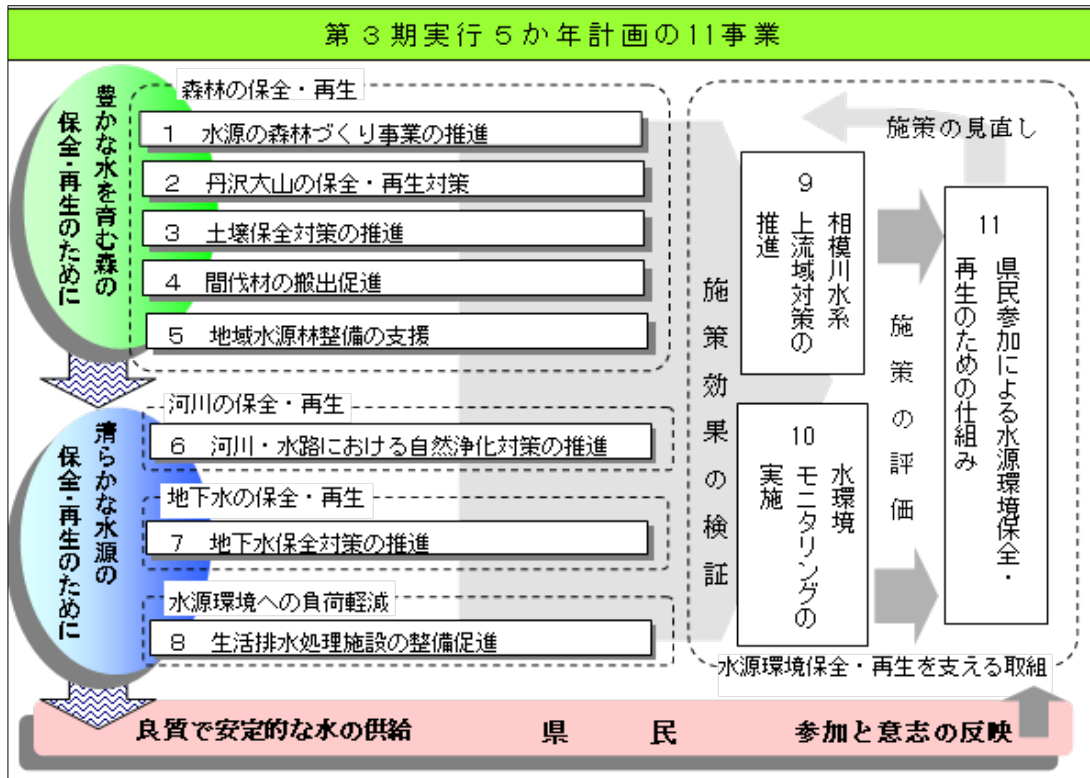
【施策大綱事業】

施策体系（特別対策事業＋一般財源事業／全 58 事業）



※小柱の は、特別対策事業のみ、あるいは一般財源事業との両方により取組を行っている

【特別対策事業】



3 評価期間

評価対象期間は平成 19 年度から経済評価実施の前年度令和 3 年度までの 15 年間の実績をもとに令和 8 年度までの 20 年間の実績予測を反映させたものとする。

4 実施手法

これまでの議論より、実施手法は①代替法、②CVM（仮想的市場評価法）、③コンジョイント分析のいずれかと考えられる。手法は1つに限定せず、補足的に実施するものなど複数実施することも考えられる。それぞれの概要は次のとおり。

	評価手法	手法の概要	課題
顕示選好法	代替法	自然の機能を他のもので置き換えたときの費用で自然の価値を測定する。 (事業区分別に評価する便益は別紙「林野公共事業における事業評価マニュアル」(抜粋)参照)	・代替手段として値段の高いものを持つてくれば過大評価につながる。 ・人口が多いところと少ないところで同じ評価になってしまう。
表明選好法	仮想的市場評価法 (CVM)	・状況変化を回答者に説明した上で、そのような変化の実現に対する WTP をアンケートやインタビューにより尋ねる。 ・主観的価値を直接訪ねる。 ・評価対象全体の価値評価に適する。	直接支払う額と支払意思額には差があり、一般的に実際に支払う額が少なくなる(回答者が効果を正しく認識できていないか、評価を過大評価する可能性はある。)
	コンジョイント分析	・主観的価値を回答から導出するため、アンケートを利用して直接意見を訪ねる。 ・評価対象を構成する属性ごとの評価に適する。	CVMと同様である。

顕示選好法：人々が実際に行った行動や市場情報をもとに分析を行う方法

表明選好法：仮想的な状況における人々の行動をアンケート調査によって聞き出し、それをもとに行う方法

⇒最終的にはWTPを求める(代替法を除く)

5 第4期使用可能と思われるデータ

森林関係（1番事業から5番事業までの5つの事業）

植被率が高い森林の割合、森林生態系効果把握調査

※調査結果は特別対策事業全般による実施分となる。

※森林関係に関しては、課題や対応の目的は同じであり、実施エリアや課題の濃淡が異なるものとなっており、複合的に関連しているため、事業ごとに切り分けることはできない。

※モニタリング調査結果とは別に、事業ごとに実績（事業量）を示し、これまでの施策大綱期間における成果を見せることは可能。

6番事業：河川・水路における自然浄化対策の推進

6番事業のみの効果を計る場合：市町村補助金実績報告時に各市町から提出される
事業評価シート結果

特別対策事業全般：環境科学センターの実施する水環境モニタリング結果
(BODや平均スコア値等の経年変化)

7番事業：地下水保全対策の推進

市町村補助金交付市町を行うモニタリング結果

8番事業：生活排水処理施設の整備促進

浄化槽の処理率等にかかる理論値

6 (参考) 平成 26 年度実施時の内容

CVM

(1) 対象

特別対策事業(税充当事業)だけでなく、水源保全地域で実施された様々な関連事業(施策大綱事業)により改善された水源保全地域が提供する価値(差分)。

(2) 実施内容第 2 期実施時使用データ

1 番事業：水源の森林づくり事業の推進事業

「森林整備後の地表の変化」箱根・小仏、丹沢の計26地点における下草の量の変化(減少、変わらず、増加の3分類に分け、26地点中3分類がいくつか)のデータ

※5 番事業：地域水源林整備事業も同様のデータを使用。

2 番事業：丹沢大山の保全・再生対策事業

札掛地区(中津川エリア)でのシカ管理捕獲頭数と生息密度の推移を平成14年度(生息密度)からのデータ(捕獲数のデータは平成19年度から)

3 番事業：溪畔林整備事業

平成25年度用の木沢における植生保護柵設置による植被率の変化を草本層と低木層で示したデータ

4 番事業：間伐材の搬出促進事業

平成19年度から平成25年度までの間伐材搬出量の推移を示したデータ

6 番事業：河川・水路における自然浄化対策の推進事業

厚木市善明川の底生生物個体数の整備前後での変化及び厚木市恩曾川の平均スコア値のデータ

7 番事業：地下水保全対策の推進事業

秦野市における有機塩素系化学物質浄化事業における回収量及び水田かん養事業の実績データ

8 番事業：県内ダム集水域における公共下水道の整備促進事業

事業実施による汚濁負荷減量(窒素、リン)を示すデータ

9 番事業：県内ダム集水域における合併処理浄化槽の整備促進事業

相模原市(相模湖・津久井湖)及び山北町(丹沢湖)における窒素とリンの削減量を示すデータ

10 番事業：相模川水系上流域対策の推進事業

データではなく、事業の説明として森林整備前後の写真とアオコ発生時の相模湖の写真と山梨県内の下水処理場に設置したリン処理施設の一部の写真で事業効果を説明。

(3) 支払意思額の回答方式：二段階二項選択

詳細については参考資料：平成26年度実施内容参照

(4) 調査概要

調査の目的：WTPの推計、特別対策事業に関する認知度、重要度の分析等

調査期間：平成27年1月20日（火）～1月27日（火）

対象者：神奈川県在住で20歳以上のモニター（調査会社のモニター）

調査方法：WEBアンケート

回収数：800票

代替法

(1) 対象

水源環境保全・再生施策の広域的水源林の整備（小柱）のうちの特別対策事業「水源の森林づくり事業の推進」（事業の一部の効果計測といった施策的位置づけでの計測）

(2) 実施内容

林野公共事業の「森林整備事業」のうちの「水源林造成事業」で評価対象としている便益項目の中から、当該事業箇所該当する効果を対象に便益を算定した。

測定した便益：水源涵養便益（洪水防止便益、流域貯水便益、水質浄化便益）

山地保全便益（土砂流出防止便益、土砂崩壊防止便益）

環境保全便益（炭素固定便益、生物多様性の保全便益（WTP原単位））